3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

静岡地方裁判所富士支部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第４号

栃木県小山市大字外城上台222番地２

再生債務者　株式会社池田綿業

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成25年９月18日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再）第１号

神奈川県鎌倉市上町屋524―３

再生債務者　株式会社ビバリーライフ

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成25年９月19日

横浜地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第３３号

岐阜県関市塔之洞字中洞3984番地

再生債務者　株式会社岐阜関スポーツランド

1　決議に付する再生計画案　平成25年９月12日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成25年10月30日午後４時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成25年10月22日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月16日

平成25年９月19日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第４号

栃木県小山市大字外城上台222番地２

再生債務者　株式会社池田綿業

1　主文　本件再生手続を廃止する。

再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。

2　保全管理人　栃木県宇都宮市大通り２丁目３番１号宇都宮センタービル２階　弁護士法人のぞみ法律事務所　弁護士　増子　孝徳

3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。

平成25年９月18日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再）第１号

神奈川県鎌倉市上町屋524―３

再生債務者　株式会社ビバリーライフ

1　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

2　保全管理人　川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館３階　多摩川法律事務所　弁護士　増田　　尚

3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成25年９月19日

横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２５８号

東京都大田区中央５―６―15

再生債務者　西澤　象平

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２５９号

東京都大田区中央５―６―15

再生債務者　西澤　宏子

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第５４０号

千葉県市川市南八幡１―11―19

再生債務者　鹿島　純一

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第５４８号

東京都葛飾区青戸１―22―４―201

再生債務者　小川　義雄

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第５５７号

東京都足立区栗原１―21―５　ミニオンハウス３―207号室

再生債務者　鈴木　　賢

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第９号

新潟県長岡市上除町甲2474番地１　上除団地市営住宅Ｆ―532号室

再生債務者　丸山　　真

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月20日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２５年（再イ）第２１号

静岡県浜松市南区楊子町448番地の４

再生債務者　中村　謙吾

1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月28日から平成25年11月５日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２５年（再イ）第７０号

大阪府富田林市津々山台１丁目14番６―404号

再生債務者　オレンジこと　重松　洋司

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月23日から平成25年11月６日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第７７号

堺市中区深井水池町2810番地４　グランアモール泉北深井404号

再生債務者　吉田　　勉

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月23日から平成25年11月６日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第３８号

広島市南区仁保新町２丁目５番36―504号

再生債務者　文山　和彦

1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月23日から平成25年11月６日まで

広島地方裁判所民事第４部